

令和5年稲敷市農業委員会第9回総会

[9月11日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第18条（通知）
日程 4 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 5 議案第2号 農地法4条（知事）
日程 6 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程 7 議案第4号 現況証明（農委処分）
日程 8 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	17番	篠崎文夫君
7番	吉田武君	18番	川島昇君
8番	内田和新君	19番	根本脩君
9番	宮本信夫君		
10番	黒田和夫君		

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和5年9月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん8名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は11番山下恭一委員、12番野口克行委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから8ページまでの7件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委

託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書9ページ、10ページの2件でございます。申請番号1番、2番につきまして、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号5番、6番につきましては、関連する案件がありますので、議案第3号で一括して審議いたします。申請番号1番から4番について、事務局の説明をお願いします

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 11ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

申請番号1番から4番でございます。売買による所有権移転件2件、賃借権の設定2件でございます。

申請番号1番 高田字岡、田3筆、4, 004㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 伊佐津字富士台、畑2筆、2, 569. 57㎡、申請番号3番 伊佐津字富士台、畑1筆、3, 337. 57㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため解除条件付きで賃借権の設定をするものでございます。

申請番号4番 江戸崎字外浦、田2筆、1, 429㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から4番までの説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番から3番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号1番から3番について、報告いたします。

9月6日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にサツマイモ、落花生等を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。申請番号4番について、報告いたします。

9月7日に清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲と自家野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は220日、経営面積67アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から4番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程5 議案第2号 農地法第4条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第4条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 13ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条（知事）」でございます。

申請番号1番 上之島字上の島前、畑1筆、266㎡についてですが、申請地は、非線引き区域、土地改良区域内の農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在の農業用倉庫兼作業場では手狭であるため、作業効率の向上のために新たに農業用機械格納庫1棟81.4㎡を建築し、資材置場も整備する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行令第4条第1項第2号イ、農業用施設に該当します。これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。申請番号1番について、去る6日、高城推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業機械格納庫および資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第3号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。申請番号2番、3番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番について事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 14ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 橋向字堤外大縄場、外1地区、畑3筆、1、706㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、550ワットパネル162枚設置。非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、小売電気事業者との売電契約も了しております。これで、議案第3号申請番号1番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。申請番号1番について、去る6日、大野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」の申請番号1番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号の申請番号5番、6番と議案第3号の申請番号2番、3番がいずれも所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 11ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号5番 伊佐津字富士台、畑2筆、1, 059. 13㎡、申請番号6番 伊佐津字富士台、畑1筆、1, 059. 13㎡についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。次に14ページをお開き願います。

議案第3号 申請番号2番 伊佐津字富士台、畑2筆、0. 43㎡、市街化調整区域、土地改良区域内の農用地区域の農地となります。

申請番号3番 伊佐津字富士台、畑1筆、0. 43㎡、市街化調整区域、土地改良区域内の農地で第1種農地と判断いたしました。いずれも、申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。475ワットパネルを230枚設置し、下部農地でサツマイモを栽培する計画で経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。以上、議案第1号、申請番号5番、6番及び議案第3号、申請番号2番、3番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号の申請番号5番、6番と議案第3号の申請番号2番、3番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。議案第1号、申請番号5番、6番及び議案第3号、申請番号2番、3番の営農型太陽光発電について、去る6日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号の申請番号5番、6番と議案第3号の申請番号2番、3番を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第 4 号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 4 号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 15 ページをお開き願います。

議案第 4 号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付 5 件でございます。

申請番号 1 番 月出里字花指、畑 1 筆、2,073㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 2 番 高田字御城、畑 2 筆、850㎡についてですが、昭和 57 年頃より宅地として利用されており、建物の登記事項証明書と始末書が添付された申請になります。

申請番号 3 番 神宮寺字寄合、畑 1 筆、2,914㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 4 番 四箇字酒井、畑 1 筆、253㎡についてですが、昭和 56 年頃より進入路および駐車場として利用されており、撮影年月日、平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 5 番 浮島字柳縄下、畑 1 筆、161㎡についてですが、昭和 28 年より宅地として利用されており、撮影年月日、平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。以上で議案第 4 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3 番（横田悌次君） 3 番横田です。申請番号 1 番について、去る 6 日、宮本委員と推進委員の古渡委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号 2 番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○1 4 番（篠崎惣壽君） 1 4 番篠崎です。申請番号 2 番について、去る 6 日、村山委員と推進委員の水飼委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和 57 年頃より宅地として利用しており、建物の登記事項証明書と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第 2 条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番、4番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。申請番号3番、4番について、去る6日、黒田委員と推進委員の田仲委員、坂本委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号3番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であることから、非農地と判断します。申請番号4番については、昭和56年頃より進入路および駐車場として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。申請番号5番について、去る6日、吉田委員と推進委員の山田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和28年頃より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 17ページをお開き願います。

議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、3件、10筆、34,984㎡、再設定が、9件、18筆、39,079㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和5年9月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時33分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

11番委員 山 下 恭 一

12番委員 野 口 克 行